

平成30年4月28日

長野労働局長 殿

〒380-8000 (Tel.026-234-5678)

申請事業主 住所 長野市中御所 1-22-1

氏名 株式会社 中御所ホテル  
代表取締役 東京 太郎 印

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

交付額確定通知書の右上の  
番号と左下の日付を記入

状 況 報 告

平成29年9月28日長野労発雇均0928第1号をもって交付額確定の通知を受けた平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)について、平成30年3月31日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

記

1 対象期間について

交付決定日の6月前から平成30年3月31日まで

2 解雇等※の状況について

解雇等の事実はありません。

交付決定が9月30日以前の場合、3月31日  
交付決定が10月1日以降の場合、決定の日から6  
ヶ月を経た日

3 賃金引上計画に基づいて引き上げた労働者の賃金の状況について

賃金改善計画に基づいて、平成29年6月21日に引き上げた事業場内最低賃金額880円は、引き続きその額で支払っています。(また、平成30年2月1日付で労働者〇〇を採用しましたが、その金額は、事業場内最低賃金額880円と同額とし、引き続きその額で支払っています。)

※ 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載して下さい。)のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合